チェックリスト：

移住労働者の宿舎

このチェックリストでは、以下について要点を説明する。

A. 雇用主が所有・運営する宿舎で、雇用主が移住労働者に十分かつ適正で、ジェンダーに対応した生活環境を提供するための主な要件。

B. 移住労働者の宿舎の空間配分に関する基準。

このチェックリストは国際基準（下記参照文献を参照）に基づいたもので、網羅的な一覧ではない。雇用主は、国の規制を再確認し、移住労働者の宿舎に関する必須の規定を特定し、適用される法律により義務付けられた追加項目をチェックリストに追加すべきである。

始める▶

© Ameya Sawant 2020/ Unsplash

チェックリスト：
移住労働者の宿舎

◀ 戻る
次へ ▶

A **移住労働者に十分かつ適正で、ジェンダーに対応した生活環境を提供するための主な要件** ▶
B 移住労働者の宿舎の空間配分に関する国際基準 ▶

1. 移住労働者の宿舎に関する基準

1.1 生活設備全般

立地

- 洪水その他の自然災害を避けるための適切な設備 ○
- 職場の騒音、排気、粉塵に影響を受けない適切な距離があり、かつ通勤に過度の時間がかからない立地 ○
- 遠隔地にある職場への安全かつ無料の移送手段がある ○
- 適切な資材で建てられ、手入れが行き届いており、清潔で、ごみやその他の廃棄物がない ○

排水

- 適切な排水 ○

暖房、空調、換気および採光

- 必要に応じた適切な冷暖房・換気 ○
- 適切な自然光と人工光 ○

チェックリスト：
移住労働者の宿舎

◀戻る　次へ▶

A 移住労働者に十分かつ適正で、ジェンダーに対応した生活環境を提供するための主な要件 ▶
B 移住労働者の宿舎の空間配分に関する国際基準 ▶

水道

- 無料で安全な飲料水が容易に入手できる ○
- 飲料水の汚染と汚濁を防ぐため、蓋をした貯水タンクが設置されている ○
- 飲料水の水質について定期的にモニタリングされている ○

廃水と固形廃棄物

- 廃水、汚水、食品その他の廃材が適切に排出されている ○
- ごみ収集用に指定された容器が十分にあり、定期的に回収されている ○
- 生活設備全体で害虫駆除、防疫、および消毒が行われている ○

1.2 部屋／従業員寮の施設

- 定期的に空気の入れ替えと清掃を行い、環境が良好に保たれている ○
- 簡単にきれいにできる床材で作られている ○
- すべての労働者に適切な家具（テーブル、椅子、鏡、枕元の照明など）がある ○
- ドアと窓は必要に応じ網戸付きで施錠可能 ○

生活空間とプライバシー空間

- 適切な生活空間（「移住労働者の宿舎の空間配分に関する国際基準」も参照） ○

チェックリスト：
移住労働者の宿舎

◀戻る　次へ▶

A 移住労働者に十分かつ適正で、ジェンダーに対応した生活環境を提供するための主な要件 ▶
B 移住労働者の宿舎の空間配分に関する国際基準 ▶

- 少なくとも203cm以上の、移動に支障をきたさない十分な頭上空間がある ○
- 少なくとも内寸80cm幅、198cm長の睡眠空間がある ○
- 一つの大部屋あたりの同室居住人数は最小限に抑えられている（労働者2〜8人／室が推奨される） ○
- 可動式の間仕切りまたはカーテンでプライバシーが確保されている ○
- 監視カメラはプライバシーを尊重する方法で設置されている ○
- 宿舎はジェンダー別（ただし家族用宿舎を除く） ○
- 昼間勤務の労働者と夜間勤務の労働者が部屋を共有することがないように、シフトごとに寝室を分ける ○

ベッド配置と保管設備

- 個々人の労働者に別個のベッドがある ○
- ベッドの間隔は最低1mある ○
- 二段ベッドの使用は最小限に抑え、三段ベッドは使用していない ○
- 二段ベッドを使用する場合は、上段と下段の間を十分空けている（0.7〜1.1mが推奨される） ○
- 個々人の労働者が十分に快適な寝室用具(マットレス、枕、ベッドカバー、清潔なリネン)を与えられている ○
- 寝具類とベッドの枠に害虫を防ぐように設計された素材が使用されている ○
- 個々人の労働者が個人用の施錠可能な保管設備を持ち、所有物を安全に確保できる ○

チェックリスト：
移住労働者の宿舎

◀戻る　次へ▶

A　移住労働者に十分かつ適正で、ジェンダーに対応した生活環境を提供するための主な要件 ▶
B　移住労働者の宿舎の空間配分に関する国際基準 ▶

1.3 衛生設備

- 頻繁に清掃を行い、環境が良好に保たれている ○
- 部屋／従業員寮と同じ建物内にある ○
- 簡単に清掃できる材料で建てられている ○
- シャワー/浴室の床は、滑り止めが効いていて、清掃可能な硬い材料でできている ○
- 十分なプライバシーが確保されている（天井から床までの間仕切り、施錠可能なドアを含む） ○
- 十分な数の衛生設備施設がある（6人ごとに最低1カ所のトイレ、1カ所の手洗い器、および1カ所の浴槽またはシャワー） ○
- 便利で簡単に利用できる場所にある ○
- 最低限の保健衛生基準を遵守している ○
- 衛生施設を男女別にしている（家族用宿舎を除く） ○
- 適度な明るさと外気との通気性の良さがあり、宿舎の他の部分から独立している ○
- 石鹸と衛生紙は十分な備蓄がある ○
- 水道から清潔なお湯と水が十分出る ○

チェックリスト：
移住労働者の宿舎

◀戻る　次へ▶

A 移住労働者に十分かつ適正で、ジェンダーに対応した生活環境を提供するための主な要件 ▶
B 移住労働者の宿舎の空間配分に関する国際基準 ▶

1.4 従業員食堂、調理・洗濯設備

- 簡単に清掃できる適切な材料で作られている ○
- 清潔で衛生的な環境が保たれている ○

従業員食堂と調理設備

- 共有の食堂、従業員食堂または食事室、および厨房スペースは就寝場所から離れた場所にある ○
- 従業員食堂は十分な広さがある（労働者1人当たり1～1.5m²） ○
- 従業員食堂は十分な備品や什器を備えている（テーブル、長椅子、個人用の飲料カップと皿） ○
- 個人の衛生状態を適切に維持するための十分な施設がある（十分な数の手洗い器、きれいな水、衛生的な乾燥器具） ○
- 食事の準備中または準備の合間の汚染を防ぐため、食事を準備する場所では適切な換気が行われ、設備が整っている ○
- キッチンの床、天井、および食事の準備や調理を行う空間の側面・上部が、耐水性があり、長持ちする、腐食せず、有害物質を含まない、清掃可能な素材で作られている ○
- 調理を行う空間の壁面が耐火性の素材で作られており、食材調理用のテーブルに装着しているカバーは、滑らかで耐久性が高く、腐食せず、有害物質を含まず、清掃可能である ○
- 調理器具の洗浄、消毒、保管のための十分な設備 ○
- 食品廃棄物その他の塵芥を溜めておくための適切な密閉容器があり、塵芥は溜め過ぎないよう頻繁に厨房から片付けられている ○

チェックリスト：
移住労働者の宿舎

◀戻る　次へ▶

A 移住労働者に十分かつ適正で、ジェンダーに対応した生活環境を提供するための主な要件 ▶
B 移住労働者の宿舎の空間配分に関する国際基準 ▶

WHOの「食品をより安全にするための5つの鍵」または食品の安全に関する同等のプロセスを実施している ○

提供される食品には適切な栄養価が含まれ、移住労働者の宗教的・文化的背景が考慮されている ○

洗濯設備

適切な場所に設置された洗濯設備 ○

1.5 医療施設

十分な数の救急箱の備蓄 ○

十分な人数の応急処置の訓練を受けたスタッフや労働者 ○

現場の医療施設・サービス（可能な場合。地域に存在する医療インフラによる） ○

居住者の間で伝染性の病気の拡大を防ぐため、病気の労働者を隔離する施設 ○

妊娠、出産、および養育との関連において適切で思慮のある宿舎 ○

1.6 レジャー、社交および通信施設

社交・休息のための基本的な共有スペースや、コミュニティで利用できない場合には、適切なレクリエーションのための空間がある ○

宗教儀式専用の場所 ○

インターネット設備、電話、その他の通信手段が、無料あるいは適切な/公的価格で適切に利用できる ○

チェックリスト：
移住労働者の宿舎

◀ 戻る　次へ ▶

A **移住労働者に十分かつ適正で、ジェンダーに対応した生活環境を提供するための主な要件** ▶
B 移住労働者の宿舎の空間配分に関する国際基準 ▶

2. 移住労働者の宿舎の管理

2.1 管理とスタッフ

- 宿舎の管理または第三者のサービス提供者の監視をするため、適切な経歴、能力および経験を有する者が任命されている ○
- 第三者のサービス提供者を利用している場合は、管理責任、モニタリングあるいは報告するべき要件が契約に明記されている ○
- 宿舎に関する基準を満たすために十分なスタッフがいる（清掃、調理、警備、メンテナンス全般） ○
- スタッフに対する基本的な安全衛生教育（厨房の担当者に対する栄養および食品取扱いの教育を含む）が行われている ○
- 施設の頻繁な検査およびメンテナンス、ならびに記録の保管が行われている ○

2.2 宿舎および関連サービスに関する料金および費用

- 移住労働者に宿舎を探す自由がない場合、宿舎は無料 ○
- 賃貸契約は公正かつ透明であり、(費用が請求される場合には)移住労働者に収入のごく一部以上を請求しない ○
- すべての支払いについて移住労働者に十分な情報が提供されている ○
- 移住労働者の雇用契約の中で賃貸契約および規則を明確に規定している ○

チェックリスト：
移住労働者の宿舎

◀ 戻る　次へ ▶

施設で提供される食物その他のサービスは、無料または合理的な価格設定（地元の市場価格を上回らない）がなされている ○

宿舎および関連サービスは現物支払いではない ○

2.3 安全衛生

適切な安全衛生管理計画（電気、機械、構造および食品の安全性）がある ○

安全衛生、火災の安全（地震、洪水、台風、パンデミック）に関する、緊急時に使える対応計画がある ○

安全・衛生上の規則および手順に関して、すべての居住者に定期的な研修がなされている ○

安全上の注意や操作の指示が、移住労働者の理解する言語で書かれているか、あるいは視覚的な形式を取っている ○

十分な人数のスタッフ・労働者が応急処置を施す訓練を受けている ○

医療施設および医療スタッフ（必要に応じて女性医師・看護士を含む）への容易なアクセス ○

アルコール、薬物、HIV・AIDS、その他の健康上のリスクに関連する活動についてのガイダンスが移住労働者に提供されている ○

適切な避妊手段および蚊帳（必要に応じて）を利用することができる ○

健康危機／COVID-19

宿舎における新型コロナウィルス感染症予防の備えと対応計画がある ○

A 移住労働者に十分かつ適正で、ジェンダーに対応した生活環境を提供するための主な要件 ▶
B 移住労働者の宿舎の空間配分に関する国際基準 ▶

チェックリスト：
移住労働者の宿舎

◀戻る　次へ▶

- 公衆衛生対策について国家・地域当局が設定した基準を遵守し、モニタリングを行うほか、移住労働者に信頼できる最新情報を提供する ○
- 良い衛生習慣と呼吸器衛生を促進するポスターを掲示している ○
- 宿舎の目につきやすい場所（すべてのトイレ、従業員食堂、医療施設および建物の入り口の近くなど）に手指の消毒や除菌の場所を設け、定期的に充填している ○
- マスクやその他の個人用保護具(PPE)を必要に応じて提供する（例えば清掃スタッフ、キッチンスタッフ、運転手用の手袋） ○
- 人がよく頻繁に触れる物や表面を定期的に清掃し、必要に応じて消毒剤を用い、接触点を減らす。 ○
- トイレなどの共有エリアを定期的に清掃・消毒している ○
- 職場への移動中や、食事用の空間、あるいはその他の共用空間における、最低2メートルもしくは当局の規定に従ったソーシャル・ディスタンスを確保する ○
- 食事用の空間、あるいはその他の共用空間において、立ち入りが許される人数の標識を掲示する ○
- 生活空間の配置が、同じ部屋を共有する労働者の数を減らすように、再整理されている。難しい場合は、ソーシャル・ディスタンスに関する規則を守るため、追加的に一時的な住宅を借りることを検討しなければならない ○
- 従業員寮の台所や従業員食堂の利用を制限またはずらすため、食事時間を調整している ○
- 従業員食堂のエリアはソーシャル・ディスタンスを維持するよう配置されている（例えば、テーブルと椅子の間隔を空ける、余分なテーブルと椅子を取り除くか使用禁止する、料理カウンターの前の床に立ち位置のマークを付ける、洗浄可能で不浸透性の、できれば硬い間仕切りを導入する） ○

A　移住労働者に十分かつ適正で、ジェンダーに対応した生活環境を提供するための主な要件 ▶
B　移住労働者の宿舎の空間配分に関する国際基準 ▶

チェックリスト：
移住労働者の宿舎

◀ 戻る　次へ ▶

- シャワーやその他の個人的な衛生設備の数が限られている場合は、利用を規制する（例えば、一人退室・一人入室の原則によって、共同トイレの利用を減らすことを検討されたい） ○
- 当局が移動を制限し、公私の集まりに人数の上限を設定している場合、移住労働者の宿舎への訪問者の立ち入りを制限する ○
- 労働者は不調を感じた時にすぐさま報告するように指示を受けており、個々人の労働者に毎日体温測定が実施されている ○
- 新型コロナウィルス感染症の症状のある労働者を隔離し（部屋やトイレ施設の分離を含む）、医療支援を受けられる措置を講じている ○
- 隔離された労働者専用のシャワーおよびトイレ施設を追加し、他の者が利用する施設は最低限必要な数から減らさない ○

防災対策

- 具体的で適切な防火対策の計画と手段がある ○
- 防火責任者の研修を行っている ○
- 防火設備（火災報知器、消化器など）を設置、定期点検、維持している ○
- 火災時の手順について移住労働者に研修を提供し、定期訓練を行っている（移住労働者が理解する言語で） ○
- 寝具類に可燃性の素材が含まれていない ○
- ラジエーターその他の暖房器具は、火災のリスクを避けるよう適切に配置し、居住者に不快感を与えないよう、必要に応じ、遮蔽している ○
- 非常口の表示が明確である ○
- 適切な避難方法を用意し、有効に維持している ○

A 移住労働者に十分かつ適正で、ジェンダーに対応した生活環境を提供するための主な要件 ▶
B 移住労働者の宿舎の空間配分に関する国際基準 ▶

チェックリスト：
移住労働者の宿舎

◀戻る　次へ▶

A **移住労働者に十分かつ適正で、ジェンダーに対応した生活環境を提供するための主な要件** ▶
B 移住労働者の宿舎の空間配分に関する国際基準 ▶

2.4 警備

- 警備計画には、移住労働者を盗難や攻撃から守るための明確な手段と、武力の行使に関する明確な規定が含まれている ○
- 警備スタッフの経歴について、犯罪または虐待の前歴の有無を確認済みである ○
- 警備スタッフが、移住労働者に嫌がらせ、脅迫、可罰、差別を行わず、また、移動の自由を制限しないよう、明確に指示されている ○
- 警備スタッフが、暴力やハラスメントへの対応、および武力の行使について適切な教育を受けている（ジェンダーに基づく暴力、セクシュアルハラスメントを含む） ○
- ボディーチェックは、特別な教育を受けた警備スタッフが例外的な状況に限り行い、女性労働者のチェックは女性の警備スタッフのみが行う ○

2.5 移住労働者の宿舎に関する移住労働者の権利、規則および規制

- 移住労働者がいつでも宿舎に出入りでき、警備対策が合理的であり、移住労働者の移動の自由を不当に制限していない ○
- 周辺地域への適切な移動の仕組みがある ○
- 移住労働者の書類を取り上げることは禁止されており、移住労働者には、自分の書類をロッカーに保管する権利が与えられている ○
- 労働組合の代表者は宿舎の敷地内で移住労働者と接触する機会がある ○
- 訪問者の立ち入りが会社のプライバシー規則または安全規則に従って許可されている ○
- 移住労働者の宗教的、文化的、社会的背景が尊重されている ○

チェックリスト：
移住労働者の宿舎

◀ 戻る　次へ ▶

- 移住労働者に自分たちの権利と義務に関する情報が適切に提供されている（宿舎の内規、手続、処罰の仕組みを、彼らの理解する言語あるいは媒体で写したもの）
- 宿舎の規則は差別的でなく、公正で、合理的である
- 移住労働者が苦情を伝えるうえで有効な苦情処理メカニズム
- 領事サービス、会社の人事、および市民社会の組織の連絡窓口の情報が施設に掲示されている

2.6 雇用契約終了時の施設退去

- 雇用契約の終了時は、国の法律と慣習に従い、部屋を明け渡すために妥当な期間が与えられている

A　移住労働者に十分かつ適正で、ジェンダーに対応した生活環境を提供するための主な要件 ▶
B　移住労働者の宿舎の空間配分に関する国際基準 ▶

チェックリスト：
移住労働者の宿舎

A 移住労働者に十分かつ適正で、ジェンダーに対応した生活環境を提供するための主な要件 ▶

B 移住労働者の宿舎の空間配分に関する国際基準 ▶

労働者の宿舎の空間配分

移住労働者の寝室	居住人数 （各部屋には居住者の許容人数を表示しなければならない）			
	2人	3人	4人	5人以上
最小床面積	**7.5m²**	**11.5m²**	**14.5m²**	**3.6m²／人**

注：健康危機（パンデミックなど）の場合は、国の勧告に従ったフィジカル・ディスタンシングにより活動すべきである。

参照文献：ILO、1961年の労働者住宅勧告（第115号）、ILOヘルプデスク・ファクトシート第6号、IFCおよびEBRD、労働者の宿舎：プロセスおよび基準